

# 2019-20 シーズン ベルテックス静岡オフィシャルファンクラブ会員規約

## ■第1条(目的)

1.「ベルテックス静岡オフィシャルファンクラブ」(以下「本クラブ」といいます)は、スポーツ文化の振興と「ベルテックス静岡」を応援していただくファンの皆様の親睦を深めることを目的に設置いたします。

## ■第2条(入会)

- 1.本クラブへは誰でも入会できます。
- 2.本クラブへ入会を希望する方は本規約に同意したうえで、所定の入会申込書またはファンクラブサイトより必要な届出事項を記入または入力して申し込み、第5条に定める年会費を支払い、会員証を受領した時点からファンクラブ会員(以下「会員」という)の資格を得ることができます。
- 3.20歳未満の方が入会申込をする場合は、保護者の同意が必要です。また、必要に応じて学生証の提示をお願いする場合があります。

## ■第3条(会員の種類)

会員に以下の9種類があり、それぞれの会員には区分に応じた会員証を発行します。

- ・(1)VIP会員
- ・(2)プラチナ会員
- ・(3)レギュラー会員
- ・(4)ワクワク会員
- ・(5)ユース会員(高校生以下の方のみ選択が可能)
- ・(6)キッズ会員(小学生以下の方のみ選択が可能)
- ・(7)シニア会員(65歳以上の方のみ選択が可能)
- ・(8)ユース&キッズ会員(兄弟割)、(9)キッズ&キッズ会員(兄弟割)

## ■第4条(会員証)

- 1.会員証は、会員本人のみが利用できます。
- 2.会員は、会員特典を受ける場合、会員証を必ず携帯するものとし、提示を求められた場合、その指示に従うものとしします。
- 3.会員は、会員証の紛失・盗難・滅失・その他理由により会員証の再発行を希望する場合、所定の手続きを履行するうえ、所定の手数料を支払って、再発行を受けるものとしします。また、再発行の際、それまで集めた獲得ポイント数等はすべて無効となる場合があります。

## ■第5条(年会費)

- 1.第6条に定める有効期限に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとし、期間の長短による年会費の調整はいたしません。
- 2.年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
- 3.会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとしします。会員は、有効期限が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとしします。
- 4.会員は、年会費等を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
- 5.当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
- 6.会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要となる費用を別途負担するものとしします。
- 7.会員種別の変更の際には、新たに変更後の会員種別の年会費を徴収いたします。また、来場ポイントなど変更前に得たサービスの持ち越しはできません。

## ■第6条(有効期限)

- 1.資格の有効期限は、会員発行日から翌年6月30日までとします。なお、有効期限の途中での入会の場合にも有効期限の終了日は変わりません。年会費は原則、減額されません。

## ■第7条(会員資格の更新)

- 1.会員は当社指定した期間内において更新手続きを行うことにより、前条の有効期限を更新することができます。
- 2.前項においてユース・キッズ会員の場合、当社の定める生年月日を超える会員については、翌年からはワクワク会員以上として前条の有効期限を1年間更新し、以降はレギュラー会員として同様とします。
- 3.各会員に振り分けられる会員番号は、継続更新の時期により変更される場合があります。4.期日までに入金確認ができなかった場合は自動的にエントリー会員となります。

## ■第8条(年会費の支払い方法)

- 1.年会費の支払い方法は次の通りです。支払時に手数料が発生する場合はお客様負担になります。
- ・申込の場合はクレジットカード決済、コンビニ決済、スマートフォン決済、Webを利用しない場合は銀行振込支払

## ■第9条(届出事項の変更)

- 1.会員は、届出事項(住所・氏名・電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかに第18条に定める事務局へ届け出るものとしします。届出をされなかったことに起因して、郵便物等が未着となった場合、本クラブは一切責任を負いません。

## ■第10条(会員特典)

- 1.会員は、本クラブが別途定める会員特典を受けることができます。(以下、入会の時に付与される特典を入会特典といえます。)
- 2.会員は会員特典を受ける際には、会員証を提示するものとしします。
- 3.会員特典は、本クラブの都合により、予告なく内容を変更・中止する場合があります。
- 4.第4条第3項に定める会員証の再発行の場合、入会特典は新たに付与されません。また、それまでに集めた獲得ポイント等も再付与されません。

## 第11条(会員の権利)

- 1.会員には、本クラブの資産等についての権利・請求権は一切ありません。

## ■第12条(禁止事項)

- 1.会員は、会員特典を営利目的または不正の目的のために利用してはならないものとしします。
- 2.会員は、会員特典等、本クラブの会員であることに基づき受けるサービス等の権利を第三者に譲渡、売買、担保提供してはならないものとしします。

## ■第13条(規約の変更等)

- 1.本クラブは、必要に応じて本規約を変更できるものとしします。本規約が変更された場合本クラブは、遅滞なく適宜の方法で会員にその旨を通知するものとしします。

## ■第14条(退会)

- 1.会員は何時にても所定の手続きを行うことにより本会を退会することができ、同時にその諸権利を失うものとしします。なお、一度お支払いいただいた年会費は、理由の如何に問わず返金いたしません。
- 2.会員は途中退会の場合、直ちに会員証を返却するものとし、その返却に要する費用は会員が負担するものとしします。

## ■第15条(会員資格の喪失)

- 1.会員は、以下の場合には会員資格を喪失するものとしします。なお、会員は会員資格を喪失した場合には、直ちに会員証を返却するものとし、その返却に要する費用は会員が負担するものとしします。

- ・(1)本契約に違反した場合
- ・(2)事務局または係員の指示に従っていただけない場合
- ・(3)入会申込またはその登録事項の変更に際し、本クラブに虚偽の届出をした場合
- ・(4)会員資格を更新する場合において定められた期限までに年会費を支払わない場合
- ・(5)本クラブの名誉もしくは信用を傷つけまたはそのおそれがある場合
- ・(6)その他会員として不適当である場合 前項により会員資格を喪失した場合、再入会をお断りすることがあります。

## ■第16条(本クラブの終了)

- 1.本クラブは、会員規約の有効期限といえども、予告なく本クラブを終了することがあります。なお、有効期限の途中での終了であっても、一度お支払いいただいた年会費は返金いたしません。

## ■第17条(個人情報)

- 1.本クラブは、個人情報(個人情報保護法第2条に定めるものをいいます)を本クラブの会員管理、運営のために必要な範囲およびベルテックス静岡の運営に必要な範囲に限って収集、利用し、会員本人の同意がない限り、個人情報保護に関する覚書を締結した本クラブの運営に関する業務委託先以外に開示、提供しません。ただし、以下の各号の場合には会員の事前の同意なく、個人情報を第三者にできるものとしします。

- ・(1)法令に基づき開示を求められたとき
- ・(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要がある場合
- ・(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 本クラブは、会員から取得した入会申込書を入会の翌年末に破棄します。また、会員が本クラブを退会した場合、当該会員の個人情報を翌年末に破棄します。本クラブは、会員本人から、その個人情報の開示・頂正・削除・利用停止・消去の請求があった場合、本人確認を実施のうえ、遅滞なくこれに応じます。

## ■第18条(事務局)

- 1.ファンクラブ事務局は、(株)VELTEX スポーツエンタープライズ内に設置します。

住所:

〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町 9-28

電話:054-205-6007

E-Mail:fc@veltex.co.jp

改定 2019年7月25日